予防接種他　自費診療（ご案内）

当院では次の項目において、その使用量・利用回数に応じて実費負担をお願いしています。

	項　目	支払額
予防接種	水痘ワクチン（6歳以上）	9,200
	水痘ワクチン（6歳未満）	10,030
	日本脳炎(6歳以上)【1回目】	7,950
	日本脳炎(6歳未満)【1回目】	8,770
	日本脳炎(6歳以上)【2回目】	5,420
	日本脳炎(6歳未満)【2回目】	5,840
	日本脳炎(6歳以上)(追加免疫 1年後)	5,420
	日本脳炎(6歳未満)(追加免疫 1年後)	5,840
	B.C.G(6歳以上)	12,370
	B.C.G(6歳未満)	13,200
	MR(麻しん・風しん)(6歳以上)【1回目】	11,640
	MR(麻疹・風疹)(6歳未満)【1回目】	12,470
	MR(麻疹・風疹)(6歳以上)【2回目】	9,110
	MR(麻疹・風疹)(6歳未満)【2回目】	9,530
	DT(ｼﾞﾌﾃﾘｱ・破傷風ﾄｷｿｲﾄﾞ(6歳未満)	5,540
	DT(ｼﾞﾌﾃﾘｱ・破傷風ﾄｷｿｲﾄﾞ(6歳未満)	6,360
	T（破傷風トキソイド）（6歳以上）	4,990
	T（破傷風トキソイド）（6歳未満）	5,810
	おたふくかぜ(6歳以上)	7,380
	おたふくかぜ(6歳未満)	8,200
	麻しん(6歳以上)	7,350
	麻しん(6歳未満)	8,180
	風しん(6歳以上)	7,370
	風しん(6歳未満)	8,190
	HBsワクチン(10歳以上)【1回目】	6,720
	HBsワクチン(6歳以上)【1回目】	6,430
	HBsワクチン(6歳未満)【1回目】	7,260
	HBsワクチン(10歳以上)【2回目】	4,190
	HBsワクチン(6歳以上)【2回目】	3,900
	HBsワクチン(6歳未満)【2回目】	4,320
	HBsワクチン(10歳以上)【3回目】	4,190
	HBsワクチン(6歳以上)【3回目】	3,900
	HBsワクチン(6歳未満)【3回目】	4,320
	A型肝炎ワクチン(6歳以上)【1回目】	9,860
	A型肝炎ワクチン(6歳以上)【2回目】	7,330
	A型肝炎ワクチン(6歳以上)【3回目】	7,330
	A型肝炎ワクチン(6歳未満)【1回目】	10,690
	A型肝炎ワクチン(6歳未満)【2回目】	8,160
	A型肝炎ワクチン(6歳未満)【3回目】	8,160
	肺炎球菌結合型ワクチン（バクニュバンス）	13,330
	肺炎球菌ワクチン(9歳以上、ニューモバックス)	9,040
	肺炎球菌ワクチン(9歳以上、プレベナー)	13,320
	肺炎球菌ワクチン(9歳未満)	13,320
	肺炎球菌ワクチン(6歳未満)	14,140
	Hibワクチン(5歳未満)【1回目】	10,230
	Hibワクチン(5歳未満)【2回目】	7,290
	Hibワクチン(5歳未満)【3回目】	7,290
	Hibワクチン(5歳未満)（追加）	7,290
	Hibワクチン(6歳以上)	6,870
	インフルエンザ(3歳以上)【1回目】	5,310
	インフルエンザ(3歳未満)【1回目】	4,480
	インフルエンザ(3歳以上)【2回目】	2,780
	インフルエンザ(3歳未満)【2回目】	1,950
	子宮頸がん(ガーダシル)【1回目】	19,500
	子宮頸がんワクチン(ガーダシル)【2回目】【3回目】	16,970
	子宮頸がん(シルガード9)【1回目】	31,520
	子宮頸がんワクチン(シルガード9)【2回目】【3回目】	28,990
	狂犬病ワクチン(6歳未満)【1回目】	18,290
	狂犬病ワクチン(6歳未満)【2回目以降】	15,760
	狂犬病ワクチン(6歳以上)【1回目】	17,460
	狂犬病ワクチン(6歳以上)【2回目以降】	14,930
	髄膜炎菌ワクチン(6歳未満)	26,580
	髄膜炎菌ワクチン(6歳以上)	25,760
	ポリオ	10,850
	4種混合(DPT-IPV)(6歳以上)【1回目】	12,400
	4種混合(DPT-IPV)(6歳未満)【1回目】	13,230
	4種混合(DPT-IPV)(6歳以上)【2回目】	9,870
	4種混合(DPT-IPV)(6歳未満)【2回目】	10,290
	4種混合(DPT-IPV)(6歳以上)【3回目】	9,870
	4種混合(DPT-IPV)(6歳未満)【3回目】	10,290
	4種混合(DPT-IPV)(6歳以上)(追加)	9,870
	4種混合(DPT-IPV)(6歳未満)(追加)	10,290
	ロタウイルスワクチン（GSK）（24週以内)【1回目】	17,290
	ロタウイルスワクチン（GSK）（24週以内)【2回目】	14,350
	ロタウイルスワクチン（MSD）（32週以内)【1回目】	11,680
	ロタウイルスワクチン（MSD）（32週以内)【2回目】	8,740
	ロタウイルスワクチン（MSD）（32週以内)【3回目】	8,740
	帯状疱疹ワクチン【1回目】	25,440
	帯状疱疹ワクチン【2回目】	22,910

	項　目	支払額
予防接種	組換えRSウイルスワクチン（妊婦）	32,010
	組換えRSウイルスワクチン（60歳以上）	35,210
	コロナワクチン（12歳以上）	18,050
	5種混合(DPT-IPV-Hib)(6歳以上)【1回目】	23,080
	5種混合(DPT-IPV-Hib)(6歳未満)【1回目】	23,910
	5種混合(DPT-IPV-Hib)(6歳以上)【2回目】	20,550
	5種混合(DPT-IPV-Hib)(6歳未満)【2回目】	20,970
	5種混合(DPT-IPV-Hib)(6歳以上)【3回目】	20,550
	5種混合(DPT-IPV-Hib)(6歳未満)【3回目】	20,970
	5種混合(DPT-IPV-Hib)(6歳以上)【追加】	20,550
	5種混合(DPT-IPV-Hib)(6歳未満)【追加】	20,970
自費薬剤	ハイドロキノン軟膏（5%）10g	2,780
	ハイドロキノン軟膏（2%）10g	2,760
	レチノイン酸軟膏（0.2%）10g	4,010
	レチノイン酸軟膏（0.1%）10g	3,350
	ベイフォータス筋注50mg（体重5kg未満・新生児）	463,230
	ベイフォータス筋注50mg（体重5kg未満・乳児・幼児）	509,550
	ベイフォータス筋注100mg（体重5kg以上・新生児）	910,380
	ベイフォータス筋注100mg（体重5kg以上・乳児・幼児）	1,001,410
自費診療	RFA(悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法)(肝以外）2cm以内	165,000
	RFA(悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法)(肝以外）2cmを超えるもの	241,560
	PET-CT(検査代のみ)	101,910
	オペプリム血中濃度測定検査（初回）	34,700
	オペプリム血中濃度測定検査（2回目以降）	32,450
	尿中薬物検査（検査キット代）	4,990
診断書料	簡易なもの	1,570
	複雑なもの	3,140
	特に複雑なもの	4,710
	簡易なもの（多言語のもの）	3,140
	複雑なもの（多言語のもの）	6,280
	特に複雑なもの（多言語のもの）	9,420
証明書料	簡易なもの	1,040
	複雑なもの	2,090
	特に複雑なもの	4,190
	簡易なもの（多言語のもの）	2,080
	複雑なもの（多言語のもの）	4,180
	特に複雑なもの（多言語のもの）	8,380
使用料	診察券弁償料	100
	ベッド貸与料	630
	セーフティーセット(死後処置セット)浴衣あり	7,070
	セーフティーセット(死後処置セット)浴衣なし	5,680
	セーフティーセット(死後処置セット)浴衣のみ	1,380
巻き爪治療	巻き爪治療【初診】	3,380
	巻き爪治療【再診】	850
	巻き爪ワイヤー治療	1,100
	巻き爪治療爪切り	550
	巻き爪治療用ワイヤー	940
	巻き爪治療用クリップ	4,620
	巻き爪矯正具セット（SS・L）	8,080
	巻き爪矯正具セット（S・M）	7,650
	巻き爪矯正具単品	4,310
	巻き爪リネイルゲル	4,250
	巻き爪矯正具装着（手技）	1,610
	巻き爪リネイル塗布（手技）	600
新型コロナウイルス検査（LAMP法）		13,380
納体袋		12,820
フィルムコピー料(四切)		1,100
フィルムコピー料(半切)		1,100
CD-R コピー料		820
診療録 コピー料		10
郵送事務手数料		140
付き添い食		750
面談料		3,380
心理カウンセリング料（医師以外）		2,200
セカンドオピニオン料(1時間まで)		11,000
セカンドオピニオン料(1時間経過後　30分ごと)		5,500
特定療養費　医科（非紹介患者加算）		7,700
特定療養費　歯科（非紹介患者加算）		5,500
再診患者加算料　医科		3,300
再診患者加算料　歯科		2,090
レーザー治療	老人斑（1㎠ごと）	10,520
	省卵斑(そばかす)(1mm程度)	1,100
	イボ（1mmごと）	1,100
	ほくろ(1mmごと)	1,100
	ほくろ　扁平なもの(1mmごと)	1,100
	ほくろ(突出したもの)	18,260
	脂漏性角化症(1㎠ごと)　(レーザー1種類)	10,520
	脂漏性角化症(1㎠ごと)　(レーザー2種類)	21,050
	色素性母斑(1㎠ごと)	10,520
	入れ墨（筋彫）(1㎠ごと)	21,520

※この表に定めるものの他は「診療報酬の算定方法を定める件」（厚生労働省告示）によるものとする。

2025/4/1